

# 組織・定員の見直しに向けた取組について(たたき台)

## 1 本庁の見直し

これまでの取組	課題等	見直しにあたっての「基本的な考え方」	検討例
<p>部の再編・統合</p> <p>【平成12年度】                      (1)「健康福祉部」の設置                      *保健・医療・福祉の一体的・総合的な推進を図るため、社会部と衛生部を統合                      *H22:本庁11課、出先35機関、1,693人</p> <p>(2)「環境生活部」の設置                      *快適でうまいのある県民生活を実現するため、環境部に県民生活部門を統合                      *H22:本庁9課、出先2機関、324人</p> <p>(3)「農林水産部」の設置                      *農林水産業の一層の振興と第1次産業に共通する課題に一体的に取り組むため、農林部と水産部を統合                      *H22:本庁13課、出先28機関、1,667人</p> <p>【平成14年度】                      「企画部」から「総合企画部」への改組                      *総合的・戦略的な政策の企画立案や調整を行うため、企画部を総合企画部へ改組                      *H22:本庁8課、出先4機関、259人</p> <p>【平成16年度】                      「県土整備部」の設置                      *県土の整備及び災害等緊急時対応を総合的・効果的に行うため、土木部と都市部を統合                      *H22:本庁18課、出先19機関、1,472人</p> <p>【平成19年度】                      「国体・全国障害者スポーツ大会局」の設置                      *両大会の開催に向けた体制を強化するため、環境生活部から分離                      *H22:本庁4課、88人</p> <p>【部数】                      [H11] 10部 [H22] 8部(2)                      国体局含む</p>	<p>【県議会】                      健康福祉部、農林水産部、県土整備部は、部を分割して1人の部長が業務を掌握するに適正な規模とすべきではないか。(H21.12月)</p> <p>健康福祉部、県土整備部など組織が肥大化しており、もっと部長の顔が見え、連携のとれる組織にしていくべきではないか。(H21.9月)</p> <p>【行革委員会(提言)】(H22.2月)                      理事や次長など役職者が数多くおり、意思決定の迅速化や事務の効率化の観点から見直す必要がある。例えば、分野ごとに局を置き、責任を明確にした局長を配置することを検討する必要がある。</p>	<p>様々な行政課題に対して、総合的・横断的に取り組むとともに、関連する業務の集約化を図り、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制を構築する。</p>	<p>「部」の下に「局」を設置するイメージ                      ア)一部の「課」を「局」に束ねる                      ・健康福祉部の保健医療部門の課を束ねる「保健医療局」を設置                      ・県土整備部のまちづくり部門の課を束ねる「まちづくり局」を設置</p> <p>イ)すべての「課」を「局」に束ねる                      ・総務部:総務局、財務局                      ・総合企画部:企画局、空港交通局                      ・健康福祉部:福祉局、保健医療局                      ・環境生活部:県民生活局、環境局                      ・商工労働部:経済観光局、労働局                      ・農林水産部:農林局、水産局                      ・県土整備部:土木局、まちづくり局</p> <p>「部」を「局」に改め、「局」の下に「部」を置くという選択肢もありうる                      ・総務局:総務部、財務部                      ・総合企画局:企画部、空港交通部 等</p> <p>「部」の下に「局」を設置せず、「部」を分割するイメージ                      ・健康福祉部 福祉部、保健医療部                      ・県土整備部 土木部、まちづくり部</p> <p>上記にあわせ、「部」の再編を行うこともある                      (例) 総務部を内部管理部門に特化する 等</p>
<p>課の再編・統合</p> <p>【課数】                      [H11] 88課 [H22] 83課(5)                      出納局を含む。</p>	<p>更なる事務の効率化を進め、わかりやすく機能的な組織体制づくりを進める必要がある。</p>	<p>(1)関連する業務の集約化を図り、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制を構築することで、「課」の規模を平準化する。</p> <p>(2)県民にわかりやすい組織とするため、所属の名称を「課」に統一する。</p>	<p>原則30人程度となるよう、「課」の規模の見直しを検討する。</p> <p>「課」相当の所属の名称を、原則として「課」に統一することを検討する。</p>

# 組織・定員の見直しに向けた取組について(たたき台)

## 2 出先機関の見直し

これまでの取組	課題等	見直しにあたっての「基本的な考え方」	検討例
<p>主な見直し</p> <p>[平成16年度] 支庁を廃止し、「県民センター」を設置</p> <p>支庁税務課と県税事務所の単独事務所化</p> <p>支庁社会福祉課と保健所の統合による「健康福祉センター」の設置</p> <p>支庁農林振興課、農業改良普及センター及び土地改良事務所の再編による「農林振興センター」の設置</p> <p>土木事務所、港湾事務所及び都市計画事務所の再編による「地域整備センター」の設置</p> <p>[機関数] [H11] 172機関 [H22] 122機関( 50)</p>	<p>組織の機能とわかりやすさ</p> <p>【県議会】 出先機関の名称に「センター」という名称が増え、わかりにくいという声を聞くことから、県民にもわかりやすい名称に見直すべきではないか。 (H22.6月)</p> <p>【行革委員会への提示資料】(H21.10月) 組織統合しても内部組織として存続している。 ・10支庁 5県民センター(5事務所) ・16土木事務所(7支所)、3港湾事務所、4都市計画事務所 11地域整備センター(5整備事務所、7出張所、3港湾事務所(3支所)、2区画整理事務所) ・農業試験場、暖地園芸試験場、原種農場、農業化学検査所、林業試験場 農林総合研究センター(3課、3部、4研究所)</p> <p>組織の名称がわかりにくい</p> <p>・県民センターと内部組織である事務所の関係 ・地域整備センターと内部組織である整備事務所の関係</p>	<p>(1) 県民の視点や市町村とのあるべき関係を踏まえた出先機関の見直しを行い、併せて県民にわかりやすい名称とすることについて検討する。</p> <p>(2) IT化による事務の効率化、市町村合併による所管区域の見直し、事務事業の見直し状況等を踏まえ、関連する業務の集約化を進めるなど、必要な出先機関の再編・統合を行う。</p>	<p>内部組織を独立化するイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5県民センター(5事務所) 10県民センター</li> <li>・11地域整備センター (5整備事務所・3港湾事務所・2区画整理事務所) 15土木事務所 1都市計画事務所 3港湾事務所 2区画整理事務所</li> <li>・13健康福祉センター 組織や名称について検討する。</li> </ul> <p>必要な再編・統合イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10農林振興センター・3林業事務所と3水産事務所・2漁港事務所のあり方について検討する。</li> </ul>
	<p>市町村連携</p> <p>【行革委員会(提言)】(H22.2月) 出先機関の再編見直しにあたっては、県民サービスや市町村連携を踏まえて考える必要がある。</p> <p>【行革委員会への提示資料】(H21.10月) 市町村との関係の希薄化 ・市町村の様々な情報や課題等が県にうまく伝わらず、関係が希薄化</p>	<p>(1) 市町村への権限移譲など、今後の地方分権の進展等を踏まえ、新たな市町村連携のしくみづくりを検討する。</p> <p>(2) 平成22年度からスタートした市町村との連携強化を図るための取組を一層推進するとともに、その課題を検証し、さらなる連携強化のための方策を検討する。</p>	<p>県民センターの役割や業務内容を検討する。</p> <p>県民センターに(仮称)「地域情報連絡協議会」を設置する。 (機能)出先機関の総合調整や市町村との連絡調整(所掌事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の基本施策や重要課題に関すること</li> <li>・管内出先機関の主要な事業計画や懸案事項に関すること</li> <li>・予算要求や配分に関すること</li> </ul> <p>県民センター所長(以下、所長とする。)が庁議や本庁の会議等に出席し、県政情報の収集や地域情報の提供を行う。</p>